

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県病院事業管理者 小 出 典 男

**香川県病院局管理規程第1号**

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">医療職給料表(一)級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">標 準 職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td>1・2 略 3 <u>主任部長若しくは病院の特に困難な業務を処理する部長の職務又はこれらに相当する職務</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">医療職給料表(二)級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">標 準 職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7 級</td> <td>中央病院薬剤部長の職務又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 級</td> <td>1 <u>主幹、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）若</u></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標 準 職 務	4 級	1・2 略 3 <u>主任部長若しくは病院の特に困難な業務を処理する部長の職務又はこれらに相当する職務</u>	略		職務の級	標 準 職 務	7 級	中央病院薬剤部長の職務又はこれに相当する職務	6 級	1 <u>主幹、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）若</u>	<p>(管理職手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項に規定する管理職手当の支給を受ける職員（医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。以下「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">医療職給料表(一)級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">標 準 職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td>1・2 略 3 病院の特に困難な業務を処理する部長の職務又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">医療職給料表(二)級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">標 準 職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7 級</td> <td><u>困難な業務を処理する</u>中央病院薬剤部長の職務又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 級</td> <td>1 <u>中央病院薬剤部長</u>の職務又はこれに相当する職務</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標 準 職 務	4 級	1・2 略 3 病院の特に困難な業務を処理する部長の職務又はこれに相当する職務	略		職務の級	標 準 職 務	7 級	<u>困難な業務を処理する</u> 中央病院薬剤部長の職務又はこれに相当する職務	6 級	1 <u>中央病院薬剤部長</u> の職務又はこれに相当する職務
職務の級	標 準 職 務																								
4 級	1・2 略 3 <u>主任部長若しくは病院の特に困難な業務を処理する部長の職務又はこれらに相当する職務</u>																								
略																									
職務の級	標 準 職 務																								
7 級	中央病院薬剤部長の職務又はこれに相当する職務																								
6 級	1 <u>主幹、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）若</u>																								
職務の級	標 準 職 務																								
4 級	1・2 略 3 病院の特に困難な業務を処理する部長の職務又はこれに相当する職務																								
略																									
職務の級	標 準 職 務																								
7 級	<u>困難な業務を処理する</u> 中央病院薬剤部長の職務又はこれに相当する職務																								
6 級	1 <u>中央病院薬剤部長</u> の職務又はこれに相当する職務																								

	しくは中央病院副薬剤部長の職務又はこれらに相当する職務 2 技師長若しくは副技師長の職務又はこれらに相当する職務 3 困難な業務を処理する副主幹の職務又はこれに相当する職務
5 級	1 副主幹の職務又はこれに相当する職務 2 略
略	

	2 困難な業務を処理する技師長、副技師長、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）若しくは中央病院副薬剤部長の職務又はこれらに相当する職務
5 級	1 技師長、副技師長、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）若しくは中央病院副薬剤部長の職務又はこれらに相当する職務 2 略
略	

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(三)級別標準職務表

職務の級	標準職務
略	
5 級	1 副看護部長、看護師長、副主幹若しくは副看護師長の職務又はこれらに相当する職務 2 略
略	

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(三)級別標準職務表

職務の級	標準職務
略	
5 級	1 副看護部長、看護師長若しくは副看護師長の職務又はこれらに相当する職務 2 略
略	

別表第5（第5条関係）

医療職給料表(二)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
略						
歯科技工士	短大3卒		1	5	別に定める	別に定める
		0	1	6	別に定める	別に定める
歯科技工士	短大2卒		2.5	5	別に定める	別に定める
		0	2.5	8	別に定める	別に定める
略						

備考 略

別表第5（第5条関係）

医療職給料表(二)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
略						
歯科技工士	短大卒		2.5	5	別に定める	別に定める
		0	2.5	8	別に定める	別に定める
歯科技工士	高校卒		5	5	別に定める	別に定める
		0	5	10	別に定める	別に定める
略						

備考 略

別表第8（第6条関係）

医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
略		
歯科技工士	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級15号給
略		

備考  
略

別表第8（第6条関係）

医療職給料表(二)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
略		
歯科技工士	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給
略		

備考  
略

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。